

平成28年度 資源ごみ回収推進団体報奨金交付制度について

(1) 平成28年度も資源ごみ回収推進団体を応援します！

平成28年度も、引き続き資源ごみ回収推進団体報奨金交付制度をご活用いただけます。
報奨金の対象品目、金額などに変更はありません。

(2) 報奨金の申請手続き

1. 団体登録

- ・ 別紙「資源ごみ回収推進団体登録申請書」を提出してください。
- ・ 年度ごとの登録が必要です。前年度と登録内容に変更がない場合も、必ず提出してください。
- ・ 年度内であればいつでも登録できます。

2. 資源ごみ回収

- ・ 年2回以上の実施が報奨金交付の要件となります。
- ・ 市民の方が資源ごみを出すことのできる機会を増やすためにも、市の定期回収と回収日が重ならないよう調整にご協力をお願いいたします。やむを得ず市の回収日と同じ日に実施する場合は、市が回収する場所以外で実施してください

3. 交付申請

- ・ 別紙「資源ごみ回収推進団体報奨金交付申請書」と「資源ごみ回収買上明細書」の両方をご提出ください。
- ・ 資源ごみ回収推進団体報奨金交付申請書
→ 団体が記載し、押印。
- ・ 資源ごみ回収買上明細書(原本)
→ 回収業者が回収量などを記載する。
- ・ 団体登録をしていない場合は団体登録も合わせて行ってください。
- ・ 資源ごみ回収後、平成29年3月31日(金)までに申請してください。

4. 報奨金の交付

- ・ 指定された口座に報奨金を振り込みますのでご確認ください。
詳しくは裏面Q&Aをご覧ください。

■ 上記申請書などの様式は、瀬戸内市役所本庁(生活環境課)、各支所でお渡しできます(市ホームページからもダウンロードできます)。

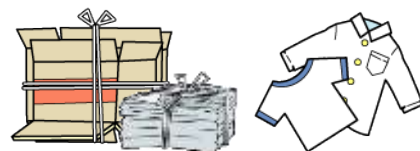
■ 申請書などの提出先は、瀬戸内市役所本庁(生活環境課)です。

- ・ 牛窓支所、長船支所、裳掛出張所でも提出していただけます。
- ・ 申請書は、月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)に提出してください。
- ・ 郵送で提出していただくこともできます。



【資源ごみ回収推進団体報奨金交付制度 よくあるご質問（Q&A）】

報奨金交付制度についてお問い合わせの多いご質問を紹介します。



（問1）報奨金の対象品目は？

（答） 報奨金の対象品目は古紙類と繊維類（布類）です。アルミ缶、スチール缶などは対象となりませんのでご注意ください。

（問2）報奨金の金額は？

（答） 報奨金の金額は、対象品目の回収量1kgにつき7円です。
逆有償（資源ごみに手数料を支払って回収業者に引き取ってもらうこと）になった場合は、報奨金に手数料の実費相当額を加算します。
加算額の上限は10円/kgです。

（問3）登録内容に変更がない場合も毎年度団体登録しないとイケないの？

（答） 毎年度の登録が必要です。登録内容（団体名、代表者氏名など）に変更がない場合も年度ごとに必ず登録してください。
報奨金交付申請前に登録してください（同時でもOKです）。

（問4）報奨金交付申請はいつすればいいの？

（答） 資源ごみ回収後、年度内（平成28年度は平成29年3月31日（金）まで）に申請してください。
原則は資源ごみ回収実施ごとの申請ですが、数回分をまとめて申請しても構いません。
ただし、申請日より報奨金振込み予定日が変わりますのでご注意ください。
年度内の申請が難しい場合はお早めに生活環境課までご相談ください。

（問5）報奨金交付申請に必要なものは？

（答） 報奨金交付申請時には、次のものをお持ちください。
① 資源ごみ回収推進団体報奨金交付申請書
② 資源ごみ回収買上明細書（原本）
③ 団体の印または代表者の認印



毎年度の登録も
忘れないでね！

（問6）申請した報奨金はいつ振り込まれるの？

（答） 申請をした日によって振込み予定日が決まります。
申請日と振込み予定日については以下のとおりです。
【 】内は平成28年度の振込み予定日です。（あくまで予定です。変更する可能性がありますのでご注意下さい。）

① 4月～6月に申請したもの	→	7月末振込み【平成28年7月25日（月）】
② 7月～9月に申請したもの	→	10月末振込み【平成28年10月24日（月）】
③ 10月～12月に申請したもの	→	1月末振込み【平成29年1月24日（火）】
④ 1月～2月に申請したもの	→	3月末振込み【平成29年3月24日（金）】
⑤ 3月に申請したもの	→	4月末振込み【平成29年4月24日（月）】

何かご不明な点があれば生活環境課（☎ 0869-22-1899）までお問い合わせください。